

暮らし相談支援センターとは

仕事や生活にお困りの方 ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください



暮らし相談支援センターとは
(社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会)
0599-25-1188

暮らし相談支援センターとは

〒517-0022
 鳥羽市大明東町2-5
 保健福祉センターひだまり1階
 電話 0599-25-1188
 F A X 0599-25-1117
 メール kurashi@toba-shakyo.or.jp

【相談受付日】
 毎週月曜日～金曜日
 (土日祝日、12月29日～1月3日は除く)
 8時30分～17時15分
 (窓口は17時まで)



働きたくても働けない、

住む所がない など、

まずはお困り事を

お聞かせください。

相談支援員と一緒に考え、

解決へのお手伝いをします。

ご家族などまわりの方からの

相談も受付いたします。

お気軽にご相談ください！



サービス内容

自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

家計相談支援事業



家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談（入口）

課題の整理と把握

サポート

専門支援

自立（出口）

一人ひとりの暮らし

就労や家計に悩んでいる原因

健康やこころの不調

家族の問題

生活習慣

能力や個性

教育・経験不足

・・・など

一人ひとりにあった支援

生活のリズムづくり

就労に向けた準備

就労支援

（面接訓練・履歴書作成支援）

福祉的支援

（制度利用・手帳取得など）

家計の見直し

・・・など

一人ひとりの出口へ

就労

（一般就労、福祉的就労）

起業

就学

家計再生

・・・など